

令和7年2月28日

各位

滝川市 産業振興部 農政課長

令和6年度補正予算「新規就農者確保緊急円滑化対策」世代交代円滑化タイプ
要望調査の実施について

向春の候 皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の事業につきまして、国の補正予算が措置されたことから下記のとおり要望調査を実施しますので、活用を希望される方は別紙「要望調査票」に必要事項をご記入の上、調査票をFAX(23-5839)によりご提出ください。提出いただいた内容を踏まえ、面談日等については別途担当からご連絡いたします。

記

1 事業の概要

(1) 対象者の主な要件

○独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の新規就農者またはその者が経営する法人

※独立・自営就農～対象者が農地の所有権等を有し農業機械・施設を所有する等。

○令和4年4月以降(令和7年度中を含む)に農業経営を開始した者または法人

※農業経営を開始～対象者が農地・農業機械等を所有し対象者名義で生産物を出荷する。

※法人は、役員に就農時の年齢が50歳未満、かつ、令和4年4月以降に役員に就任した者を含む法人に限る。

○機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けること

(2) 成果目標

○目標年度(令和10年度)の経営規模が事業実施年度の経営規模の120%以上となること

※経営規模：作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか

(3) 助成対象、補助率(補助上限600万円(①～③の合計))

①農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経費 ※【補助率】3分の1以内

②法人化等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費 ※【補助率】3分の1以内

③機械・施設等の取得、農地等の造成 ※【補助率】2分の1以内(北海道支援額の2倍)

(4) 留意事項(対象者等の要件の詳細については現在確認中です)

○(3)①・②を実施する場合、経営移譲者等と共同申請が可能(経営移譲者等が事業を実施可能)。

○ポイント制での採択となるため、必ずしも採択されるとは限りません。

2 報告期限・報告先

○報告期限：令和7年3月4日(火)、報告先：農政課農政担い手育成係(FAX 23-5839)